平成２３年（フ）第６０２号
千葉県松戸市東平賀578番地の１　ラフィーヌ平賀201号
債務者　越後　太郎
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１２号
千葉県柏市吉野沢９番３号　吉野沢マンション101号
債務者　倉持加奈美
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１３号
千葉県松戸市西馬橋幸町120番地　第２スカイハイツ402号
債務者　佐々木　正
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６２９号
千葉県柏市中原２丁目10番20―104号
債務者　夕部　康宏
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９８号
長野市大字安茂里1297番地１　フレグランスブルーウイング101、前住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1352番地
債務者　坂井　好江
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
愛知県稲沢市高御堂10丁目１番５―206号
債務者　竹原　エミ
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８４７号
仙台市泉区南光台東２丁目37番８号　エルレープ南光台205、申立時の住所仙台市泉区向陽台２丁目15番16号
債務者　古橋　利浩
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
宮城県名取市相互台３丁目13番地の３
債務者　星野美佳子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３８号
仙台市太白区東郡山２丁目21番27号
債務者　大平　　聡
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地18番地の１
債務者　佐藤　英代
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第４２０号
茨城県水戸市内原町1558番地　サンビレッジプルミエＢ―101
債務者　江幡　和子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２９号
岐阜市芥見１丁目５番地１まるわアパートＡ号室
債務者　相武　順子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５２号
岐阜市茜部新所１丁目170番地１丸喜ビル503号室
債務者　大塚　　一
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８８号
名古屋市港区稲永４丁目９番３―307号　新稲永荘
債務者　稲垣　幸子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３号
三重県津市一志町八太656―201号、住民票上の住所三重県津市白山町佐田1053番地
債務者　落合　　弘（旧姓永谷）
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７６号
三重県亀山市南鹿島町４番１号
債務者　高畑きんごこと　ＴＡＫＡＨＡＴＡ　ＫＩＮＧＯ
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９号
三重県名張市つつじが丘南４番町18番地
債務者　堀出　弘樹
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　津地方裁判所伊賀支部